

## 日本の国際的な協力体制は？

POPs対策は世界的に進められており、UNEPを核として、各国関係省庁、政府間組織、非政府組織（NGO）、産業界などが協調して対策に取り組んでいます。

東アジア諸国においては化学物質管理が進んでいる国があまり多くなく、欧州と比べて取組が遅れています。環境省では、東アジア地域における国際協力によるモニタリング体制の構築と継続的なデータ収集の実施を目的として、平成14年度より「東アジアPOPsモニタリング事業」を行っています。このような国際的な協力により、地球規模のPOPs汚染実態の把握へ向け監視体制の整備などが進むことが期待されています。

（なお、東・東南アジア地域では、2016年3月現在、日本、韓国、北朝鮮、中国、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオスの各国が、POPs条約を締結しています。）

さらに、POPsなど有害物を含む廃棄物などの不適正な輸出入を国際的に規制するためにつくられた「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に我が国も加入していますので、その取り決めについて実行していくための国内法の整備など様々な取り組みを行っています。

## POPsによる汚染を防ぐために

以上のように、POPsは、残留性が高く、生物の体内に蓄積しやすく、使用した地域から遠く離れた地域に移動することで、そこに生息する人や野生生物にも影響を与えるおそれのある物質です。このようなPOPsによる汚染を防ぐためには、まず、その性質や影響を多くの方々にご理解いただくことが大切です。そして、一国だけで対応するのでは効果的な対策は難しいため、多くの国が国際的に協調しながら対策に取り組むことが重要なのです。

また、条約の対象となっている23物質（ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを加えると26物質）と同じような性質を持つ他の汚染物質を新たに見つけ出し、これらが製造されたり、使用されたり、意図せずに生成したりすることによって新たな汚染が生じないような取組も必要です。